

別表第2（第4条関係）

対象事業	環境に影響を及ぼす地域
<p>1 道路の建設、放水路又は堰^{せき}の建設（その内容が放水路の新築又は改築である事業に限る。）及び鉄道又は軌道の建設（その内容が鉄道等の線路の高架化及び増設である事業に限る。）に該当する事業</p>	<p>対象事業が実施される区域の周囲1キロメートル以内の地域</p>
<p>2 放水路又は堰^{せき}の建設（その内容が堰^{せき}の新築又は改築である事業に限る。）、鉄道又は軌道の建設（その内容が鉄道等の線路の高架化及び増設である事業を除く。）、飛行場の建設（その内容が陸上ヘリポートの設置及び陸上ヘリポートの滑走路の増設、延長又は位置の変更である事業に限る。）、廃棄物処理施設の建設（その内容が最終処分場及び積替え・保管施設の設置及び変更である事業に限る。）、高層建築物の建設、大規模建築物の建設、研究施設の建設、浄水施設の建設、公園の建設、電気工作物の建設、住宅団地の造成、流通業務施設用地の造成、学校用地の造成、土地区画整理事業（工業地（都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。以下同じ。）内で施行される事業を除く。）並びに開発行為に係る事業（この表の他の項に規定する事業を除く。）に該当する事業</p>	<p>対象事業が実施される区域の周囲1.5キロメートル以内の地域</p>
<p>3 工場又は事業場の建設、廃棄物処理施設の建設（その内容がごみ処理施設、し尿処理施設及び産業廃棄物中間処理施設の設置並びに変更である事業に限る。）、下水道終末処理場の建設、工業団地の造成並びに土地区画整理事業（工業地内で施行される事業に限る。）に該当する事業</p>	<p>対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域</p>
<p>4 飛行場の建設（その内容が陸上ヘリポートの設置及び陸上ヘリポートの滑走路の増設、延長又は位置の変更である事業を除く。）に該当する事業</p>	<p>対象事業が実施される区域の周囲5キロメートル以内の地域</p>
<p>5 前各項に掲げるもののほか、これらに準ずる事業として定める事業で、その内容が調節池の設置であるもの</p>	<p>対象事業が実施される区域の周囲1.5キロメートル以内の地域</p>